

大戸川ダム

大阪・京都府 9億円支払、滋賀県と大筋合意

周辺整備

滋賀県と大筋合意

国が建設凍結中の大戸川ダム（大津市）の周辺整備事業を巡り、大阪、京都両府が計9億3000万円を滋賀県に支払うことで3府県が大筋合意したことがわかった。両府は「ダム凍結時の負担ルールがない」として支払いを拒んでいたが、事業主体である滋賀県の意向を踏まえ、負担残額（13億9000万円）の大部分を支出することで互いに歩み寄った。

ダム予定地周辺に道路や

下水道を整備する事業で、総事業費212億円。ダムの恩恵を受ける大阪、京都両府がうち計31億円、残額を滋賀県や大津市などが負担する予定だったが、ダム凍結論が浮上した2006年度から両府が支払いを保留。一方、これに反発する滋賀県は大阪府の淀川権利の更新に同意せず、同府が2年半にわたって「無許可取水」の状態となるなど、対立が深まっていた。

すでに同ダムからの利水撤退を決めていることから、負担残額のうち、利水分を除く治水分（大阪5億9000万円、京都3億4000万円）の支払いを主張。同県も大筋で了解し、10月16年度の分割で支出する方向となった。県道の整備費用に充てられるという。3府県は来年3月に協定書を締結する。

関係者によると、両府は